

平成24年度
新宿区立大久保スポーツプラザ指定管理者の
管理業務に係る事業評価報告書

平成25年9月

新宿区立生涯学習施設指定管理者評価委員会

I 事業評価の目的

新宿区立大久保スポーツプラザ（以下、「スポーツプラザ」という。）は、区民に生涯学習・スポーツの場を提供するとともに、生涯学習・スポーツに関する活動を行う団体を育成し、支援することにより、区民とともに生涯学習・スポーツの振興を図るため、設置されました。区では、スポーツプラザの管理運営について、平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、区の外郭団体である公益財団法人新宿未来創造財団（平成 21 年度まで財団法人新宿区生涯学習財団）を非公募で指定管理者に指定しています。指定管理者の指定期間は平成 23～27 年度の 5 年間とし、指定管理者が行う管理運営及び事業の具体的内容は、区と指定管理者が締結する基本協定書や指定管理者から提出される事業計画書で定めています。

スポーツプラザの管理運営に関しては、基本協定書に基づき適正かつ確実なサービスが提供されているか、指定管理者の自己評価等により施設の設置目的に沿って運営し、利用者サービス及び利用率の向上がなされたかを検証するため、毎年度終了後指定管理者の管理運営業務に係る事業評価を実施することとしています。

評価は、公正を期すために第三者の目でチェックを行います。評価結果については、今後の管理運営業務に反映させてよりよいサービスを提供するために、指定管理者にも通知することとします。

II 評価の概要

評価は、「新宿区立生涯学習施設の指定管理者の管理業務に係わる事業評価に関する要綱」に基づき行いました。

1 評価者

(1) 名 称 生涯学習施設指定管理者評価委員会

(2) 委 員

阿部 かおり （公認会計士）

間野 義之 （早稲田大学スポーツ科学学術院教授）

今泉 清隆 （新宿区体育協会会長）

熊澤 武 （総合政策部情報政策課長・委員長）

菅野 秀昭 （福祉部介護保険課長）

2 評価スケジュール

(1) 開催日時 平成 25 年 7 月 30 日（火） 10 時 30 分～16 時 30 分

(2) 開催場所

①施設視察 大久保スポーツプラザ、西戸山生涯学習館、落合中央公園野球場・庭球場、新宿コズミックスポーツセンター

②評価委員会 新宿コズミックセンター 3階 小会議室

3 評価項目

- (1) 施設の運営に関わること
- (2) 施設建物及び設備の管理に関わること
- (3) 利用者サービスに関わること
- (4) 職員に関わること
- (5) 管理運営経費に関わること

4 評価対象資料

指定管理者から提出された平成 24 年度事業計画書、実績報告書及び自己評価表をもとに、評価委員会当日の指定管理者からの事業説明及び質疑応答により、評価を行いました。

5 評価方法

各評価委員が評価項目ごとの個別評価及び総合評価を行い、各表会員の総合評価の平均値により全体評価を決定しました。

全体評価は、下記のとおりとします。

項目の平均値が 3.5 以上	の場合	: 4 (優良)
2.5 以上 3.5 未満	の場合	: 3 (良)
1.5 以上 2.5 未満	の場合	: 2 (要努力)
1.0 以上 1.5 未満	の場合	: 1 (課題あり)

6 総合評価意見

○施設規模・立地に難がある中、和室の利用率向上させるなど、利用者数が増えてきたことは、評価する。

評価委員による全体評価(集計用)

施設名 : 大久保スポーツプラザ

		A	B	C	D	E	合計	平均
個別評価	1 施設の運営に関わること	3	3	3	3	3	15	3.0
	2 施設建物及び設備の管理に関わること	3	3	3	3	3	15	3.0
	3 利用者サービスに関わること	3	3	3	3	4	16	3.2
	4 職員教育に関わること	3	3	3	3	3	15	3.0
	5 管理運営経費に関わること	3	4	4	4	4	19	3.8
総合評価		3	3	3	3	3	15	3.0
全体評価		3(良)						

注1 各評価委員の個別評価は、優良が『4』、良が『3』、要努力『2』、課題ありが『1』となります。

注2 全体評価は、各評価委員による「総合評価」の平均値により次のとおりとします。

- * 総合評価の平均値が 3.5以上 の場合 『4』 優良
- 2.5以上3.5未満 の場合 『3』 良
- 1.5以上2.5未満 の場合 『2』 要努力
- 1.0以上1.5未満 の場合 『1』 課題あり

【評価委員の意見】

- 設置目的のひとつである、周辺住民への還元はなされている。施設規模・立地に難があるなか、利用者数が増えている事は評価できる。
- 避難誘導訓練の内容・参加者数を詳細に報告書に記入する。
- 省エネルギー・省資源では、ゴミの持ち帰りについて利用者への周知に、力を入れるように。
- 立地の悪さがありながらも、少しずつ利用人数がふえてきたことは評価する。さらにその周知に工夫を求める。
- 和室の利用率を向上させるなど努力が見られた。今後は、テニスコートの改修等に期待する。

別紙1 大久保スポーツプラザの施設管理状況概要

1 施設概要

名称	新宿区立大久保スポーツプラザ	
所在地	東京都新宿区大久保三丁目7番42号	
敷地面積	7,599.14㎡	
延床面積	2,757.598㎡	
構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造、地上3階(新宿中継所と合築)	
開設年月	平成9年 5月	
開館時間等	開館時間：午前8時45分～午後10時15分 利用時間：午前9時～午後10時(駐車場の利用時間は開館時間と同じ)	
休館日	毎月第2月曜日、ただし休日に当たるときは、その直後の休日でない日 12月29日から翌年1月3日までの日	
施設内容	塔屋階	エレベーター機械室：71㎡
	3階	多目的ホール：16m×15m 集会室：13m×9.4m 52席 和室：50畳 舞台10m×3.5m 児童遊戯室：約40㎡ テニスコート：屋外2面 夜間照明付 事務室
	2階	エレベータースペース：44㎡
	1階	駐輪スペース・駐車場：194㎡

2 指定管理者

(1) 名称 公益財団法人 新宿未来創造財団 理事長 永木 秀人

(2) 所在地 東京都新宿区大久保三丁目1番2号
新宿区立新宿コズミックスポーツセンター内

(3) 指定期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

(4) 評価期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(5) 業務の範囲

新宿区立大久保スポーツプラザ条例(平成9年新宿区条例第15号。以下「条例」という。)

第5条に規定する以下の業務とする。

- ・スポーツプラザの利用に関する業務
- ・生涯学習・スポーツに関する活動を行う団体の育成、指導及び相談に関する業務
- ・スポーツプラザの利用者への助言、指導及び相談に関する業務
- ・生涯学習・スポーツに関する活動の普及及び推進に関する業務
- ・条例第19条に規定する団体登録、条例第20条に規定する利用の承認等、条例第21条に規定する利用の不承認及び条例第22条に規定する利用承認の取消し等に関する業務
- ・条例第25条に規定する利用料金の納入、条例第27条に規定する利用料金の減免及び条例第28条に規定する利用料金の返還に関する業務
- ・スポーツプラザの施設、付帯設備その他の設備の維持管理に関する業務
- ・その他スポーツプラザの管理に関し、新宿区が必要と認める業務

3 運営状況

(1)施設の利用状況

施設名	平成24年度			平成23年度		
	人数	貸切 利用件数	利用率	人数	貸切 利用件数	利用率
多目的ホール	32,633	1,202	88.4%	33,114	1,260	92.7%
集会室	15,835	2,434	87.7%	14,592	2,291	86.0%
和室	12,635	757	54.5%	8,597	632	46.9%
児童遊戯室	1,596	40	2.9%	1,667	26	2.0%
テニスコート	17,078	3,289	95.3%	16,030	3,160	95.2%
合計	79,777	7,722	74.5%	74,000	7,369	73.5%

※児童遊戯室の利用人数は、個人利用を含む

(2) 収支状況

① 収入

項目	平成24年度	平成23年度
	金額 (円)	金額 (円)
利用料金収入	19,525,730	18,625,990
協定事業収入	522,685	397,656
指定管理料等収入	21,600,000	21,869,000
自主財源投入	795,900	0
収入合計	42,444,315	40,892,646

② 支出

項目	平成24年度	平成23年度
	金額 (円)	金額 (円)
人件費	10,067,799	9,466,173
会議費	0	0
通信運搬費	184,004	248,442
消耗品費	1,211,692	750,679
修繕費	2,462,670	499,790
印刷製本費	0	0
燃料費	0	0
光熱水費	5,115,217	4,532,458
使用料及び賃借料	56,700	116,484
保険料	84,950	76,010
諸謝金	0	0
租税公課	760,564	1,619,219
支払負担金	0	0
委託費	16,602,113	16,223,975
支払手数料	45,384	47,494
支出合計	36,591,093	33,580,724

自主財源からの支出

	平成24年度	平成23年度
	金額 (円)	金額 (円)
修繕費	795,900	0
支出合計	795,900	0

総合計	37,386,993	33,580,724
-----	------------	------------

新宿区立生涯学習施設の指定管理者の 管理業務に係わる事業評価に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生涯学習施設の指定管理者が実施した管理業務に係る事業を評価するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(評価委員会の設置)

第2条 区長は、指定管理者が行う生涯学習施設に関する評価(以下「評価」という。)を行うため、生涯学習施設指定管理者評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は次の施設の評価を行う。

- (1) 新宿区立新宿スポーツセンター
- (2) 新宿区立新宿コズミックスポーツセンター
- (3) 新宿区立大久保スポーツプラザ
- (4) 新宿区立公園内運動施設
- (5) 新宿区立生涯学習館

3 委員会は年度ごとに設置し、前項の評価の終了をもって廃止する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者につき、区長が委嘱し、又は任命する委員5名をもって組織する。

- (1) 外部有識者 3名
- (2) 内部委員 2名

2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日又は任命した日から評価の終了の日までとする。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、地域文化部長が招集する。

2 委員会は、過半数以上の委員の出席がなければ、委員会を開くことができない。

3 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(評価)

第6条 委員会は、指定管理者が提出した事業実施報告書その他委員会が必要と認める書類について、別紙評価表により評価するものとする。

2 委員会は、第1項の評価を行う際、必要に応じて、当該指定管理者から聞き取り調査等を行うことができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域文化部生涯学習コミュニティ課が処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成21年6月16日地域文化部長決定)

この要綱は、平成21年6月16日から施行する。